

母性保護月間 6月～7月

健康にやさしく美しく働き続けるために！

平和「憲法9条」は
女性の願いです。

あなたに会えてよかった。

(イラスト：秋厚労)

母性保護とは…

- ①女性生まれながらに子どもを生み育てる機能＝母性保護を持っている。
母性保護とは、女性がつもつ母性機能に対する社会的な保障であり、産む性を持っているために発生するからだの問題（月経・妊娠・出産・更年期など）全てに対する保障。
- ②労働や職場環境が原因で、その機能が低下したり障害をもたらすことなく、母子両方の健康を社会的に保障していくこと。

労基法第68条

使用者は、生理日の就業が困難な女性が休暇を請求した時は、その者を生理日に就業させてはならない。

労基法第66条

使用者は、妊産婦が請求した場合においては、週40時間一日8時間を越えた労働、時間外労働・休日労働・深夜業をさせてはならない。

*妊産婦とは？・・・妊娠と判明した時から産後一年まで。

全厚労